



天皇関係系譜形成の諸段階

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2013-12-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 黒田, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00007649

天皇関係系譜形成の諸段階

黒田 達也 *

Several Periods of Formation of Genealogy concerning with Tenno

KURODA Tatsuya *

要 旨

本稿は、拙著『古代の天皇と系譜』以後に行った天皇関係系譜（王統譜）の復元的研究に再検討・再編成を加えて一書にまとめるための前提として、『記』『紀』以前の継体期・欽明～敏達期・推古期（『天皇記』）・『古事記』『日本書紀』編纂期の王統譜形成諸段階について、前著及びその後の検討結果に基づき、概括しようとするものである。

はじめに

拙著『古代の天皇と系譜』（校倉書房、1990年、以下「前著Ⅰ」）で天皇関係系譜（王統譜）の復元、人名・系譜の造作・架上の実態、皇別地方系氏族始祖伝承の検討を通じて、王統譜形成の画期として、継体期、欽明～敏達期、推古期（『天皇記』）と『古事記』『日本書紀』（以下『記』『紀』等と略記）編纂期が想定されること、欽明～敏達期は和珥（春日）臣系を中心とした系譜形成、推古期は蘇我臣系が中心であることを指摘し、継体期については断定しなかったものの、多臣との関係も示唆した。しかし、それ以後の王統譜の復元的研究（2000年までのものは『五世紀以前の王統譜についての復元的研究』〔平成10年度～12年度科学研究費補助金（基盤研究（C））研究成果報告書、2001年、以下「前著Ⅱ」〕に再検討して掲載）で、前著Ⅰで想定した王統譜形成の画期や復元系譜の大要には、一部を除いて、大きな変更の必要はないものの、新たな事実も少なからず見出し得ており、王統譜形成画期各段階のまとめが必要になっている。そこで本稿では、前著Ⅰ・Ⅱに再検討・再編成を加えて一書にまとめる前提として、王統譜形成諸段階を概括したい。

Ⅰ 中央系氏族の始祖系譜と天皇の架上

実在の蓋然性がある最初の天皇（大王）とみられているのは崇神である。ここでは崇神の原型が最初の大王として伝えられていたということを前提として論述しよう。崇神と孝昭とは、それぞれの名の関係や崇神后ミマツ

ヒメ（『記』）と孝昭の名ミマツヒコとの関係から、本来同一人物であったとみられる。崇神と孝昭との分立の事情としては、崇神の兄弟として、和珥（春日）氏系の祖ヒコフツオシノマコト、蘇我氏系（葛城系）の祖〔ヤヌシオシヲ〕タケキ（ヲ）ゴコロ等が位置付けられていたという想定（前著Ⅰ）からすれば、最初の大王として伝えられる者とヒコフツオシノマコト等を兄弟とし、大王家と対等の血筋であることを有力諸氏が主張するために、崇神と孝昭とが一大王から分立されたことが先ず考え得る。しかし、崇神（原型）等の父が必要とされたのであれば、当該時代前後の存在として伝えられる人ないしは神を父とすれば良いのであり、殊更に崇神と孝昭とを分立させる必要があったであろうか。両者の分立については、他の事情・理由を想定すべきように思う。

そこで注目されるのが、タギシヒコ（『記』）が孝昭の弟とされていることである。『紀』は孝昭の兄弟を本文には記さず、「一云」として同母弟にタケシヒコアヤシトモセを注記するに過ぎないが、タギシヒコは神武皇子タギシミミと、「ヒコ」と「ミミ」とが異なるだけであり、相関係するとみられることからすれば、このような『紀』の記し方は孝昭の弟タギ（ケ）シヒコの位置が変更されたことを示すと思われる。孝昭の弟とされていたタギシミミが神武皇子・綏靖異母兄として架上され、これに伴ってタギシヒコなる人名が造作されて孝昭の弟として残されたと考えられるのである。孝昭と崇神とは本来同一人であったとみられるのであるから、それらの原型の兄弟とされていたタギシミミが孝昭と崇神の分立によって孝昭の弟とされ、更に系譜の架上に伴って、神武皇子・綏靖異母兄として位置付けられたということになる。

タギシミミは本来ヤキミミ・ヌナカハミミ・キスミミ（『記』）の父とされていたと考えられる（前著Ⅰ）が、ヤキミミが多氏系諸氏の祖とされていることからして、多氏系と関係する者として位置付けられていたとみられ

2005年4月13日受理

* 総合工学システム学科 一般科目文系

(Dept. of Industrial Systems Engineering :
Liberal Arts)

る。タギシミミの位置付けの変更は、多氏系始祖系譜の変改ということになると思う。逆に言うならば、和珥氏系・蘇我氏系とともに崇神（原型）の兄弟を祖として位置付けていた多氏系系譜の変改と関わって、崇神と孝昭とが分立されたと考えられるということである。

このタギシミミやヒコフツオシノマコト・タケキゴコロのように、崇神（原型）の兄弟として位置付けられていたとみられる者があることからすれば、それらの父として誰かが位置付けられていたと考えなければならない。

安寧の原型シキツヒコと懿徳の原型〔オホ〕ヤマトヒコは神武の原型イハレヒコの子として位置付けられていたとみられるが、〔オホ〕ヤマトヒコは崇神皇子と伝えられるヤマトヒコと関係する者であり、孝安の原型ヤマトタラシヒコはヒコフツオシノマコトの孫として位置付けられていたことが推定される者、孝霊・孝元と開化はそれぞれの名の前半部の「オホヤマトネコ」「ワカヤマトネコ」が景行皇子として伝えられるヤマトネコ（『記』）・ワカヤマトネコ（『紀』）と関係するもので、ヤマトネコ・ワカヤマトネコがヤマトタラシヒコの子として位置付けられていたとみられる（前著Ⅰ）。従って、崇神より前の天皇で、その原型が崇神（原型）よりも前の世代の者として位置付け得るのは神武だけということになる。

また、ヤマトヒコとイカツルヒコ（『紀』）が崇神皇子として伝えられているが、これは「イリヒコ」と「某＋ヒコ」という形式を異にする人名が一系の系譜として結合されたことを示すものである。崇神（原型）より前に位置付け得る者が神武のみとみられること、「某＋ヒコ」と「イリヒコ」とが一系に統合されていること、タギシミミが神武皇子に位置付けられていることからして、崇神（原型）やヒコフツオシノマコト・タケキゴコロ・タギシミミ等の父として、神武が位置付けられていたことが想定される。しかし、神武はイハレヒコとヒコホホデミとが合体して成立した者であり、従って、崇神（原型）等はイハレヒコの子とヒコホホデミの子とに分かれて位置付けられていたことが想定される（前著Ⅱ）が、本節は天皇（大王）の架上を対象としているので、このことについては次節以下で述べることとする。

孝安・孝霊・孝元・開化が孝昭と崇神との間に位置付けられる系譜は、孝昭と崇神の分立後に形成されたものである。ヤマトタラシヒコの架上は、その兄アマタラシヒコ（『記』はアメノオシタラシヒコ、『紀』はアマタラシヒコクニオシヒト）が和珥氏系の始祖とされていることから、和珥氏系始祖系譜の変改と関係するとみられる。和珥氏系のヒコフツオシノマコト—ヒコイマス—アマタラシヒコ・イカタラシヒコ・ヤマトタラシヒコという系譜が解体され、ヒコフツオシノマコトが蘇我氏系の祖に変改され、アマタラシヒコとヤマトタラシヒコが孝昭皇

子で崇神よりも前の世代の存在とされた。アマタラシヒコとヤマトタラシヒコが孝昭皇子とされたのは、多氏系始祖系譜の変改に伴って、神武—孝昭—ヒコフツオシノマコト・崇神等という系譜が形成されていたことによると思われる。また、ヤマトタラシヒコの子とされていたヤマトネコ・ワカヤマトネコもその位置のまま架上され、ヤマトネコは二人のオホヤマトネコに分立されてヒコフトニ・ヒコクニクルと合体し、ワカヤマトネコはヒコオホヒヒと合体して、孝霊・孝元・開化になった。

このような和珥氏系始祖系譜の変改に伴う（関係する）大王の架上は、蘇我氏によって為されたと考えるべきであろう。一般に、『紀』の記述に従って、6世紀前半に大伴連が没落した後、蘇我氏と物部連とが大臣・大連として執政したが、次第に両者に対立が生じ、用明死後に馬子が守屋を倒して蘇我政権が成立したとされるが、蘇我氏に比肩する勢力を有していたのは和珥氏であり、物部連はその配下にあった氏族と考えられることからすれば、和珥氏系始祖系譜の変改は、和珥氏没落後の蘇我政権下で、とりわけ「天皇記」の編纂段階においてのことと推定できるからである。

多氏系始祖系譜の変改についてはどうか。多氏関係所伝は、『記』では始祖伝承のみ、『紀』は綏靖即位前条に始祖伝承、景行12年9月条に景行の熊襲征討の際に多臣祖武諸木が国前臣祖菟名手・物部君祖夏花とともに周芳娑摩から筑紫に派遣されたことを記し、天智条には蔭敷、天武・持統条には品治が見える。『紀』のいずれの所伝も多臣の有力さを示すものではないが、『記』で同族と伝えられる火君・大分君・阿蘇君・筑紫三宅連や景行紀12年9月条の伝承から、多臣と北九州地域との関係が想定される。筑紫国造磐井の「反乱」として継体紀に記される事件=大和政権による筑紫政権の制圧に多氏が関係していたのではなかろうか。筑紫政権の制圧と北部九州への屯倉の設置とは密接に関係するとみられるが、このような屯倉の管理者と思しき筑紫三宅連が多氏の同族とされていることは、それを示すものであろう。多氏同族の科野国造・道奥石城国造・常道仲国造・長狭国造はそれぞれ信濃国・陸奥国磐城郡（もと常陸国）・常陸国那珂郡・安房国長狭郡に関係するが、これらは毛野政権の周辺であることからすれば、毛野政権の制圧に多氏が関わったことにより、多氏の同族とされたことが推測される。また、尾張国を本拠とする尾張丹羽臣（丹羽郡）と島田臣（海部郡島田郷）が多氏と同族であるのは、尾張が継体と関係することから、多氏が継体と密接な関係（擁立など）にあったことによることも考えられる。

即ち、多氏は継体と密接な関係を有し、筑紫政権や毛野政権の制圧に密接に関わったことが想定されるのである。然らば、このような多氏の始祖系譜の変改には、和

珥氏の場合と同様に、重要事件が関係したと考えるべきであろう。「物部戦争」以前の重大事件としては所謂「辛亥の変」に想到する。「辛亥の変」の実態については、安閑・宣化朝と欽明朝との対立を想定する説と、対立を認めない説とを中心として種々の考え方があることは周知のところである。私見では、推古紀の後半に1年繰り上げられた紀年があるという岸雅裕氏の指摘（岸、1972年）に従って推古没年を『紀』より1年繰り上げ、欽明在位を『上宮聖徳法王帝説』の41年、継体の正式即位（大王承認）を507年とし、継体～推古の『記』『紀』の在位年数を基本的に当年称元法で位置付けると、「磐井の乱」を契機として大和政権が分裂して安閑が反継体勢力によって大王に擁立され、継体の後を継いだ宣化が二朝を統合したこと、継体紀25年12月条注の「百濟本記」に「太歳辛亥、……又聞、日本天皇及太子皇子、俱崩薨。」とあるとする記述は安閑に関係するものであることが想定される。筑紫政権制圧に大きな役割を果たした多氏が他の勢力とともに、継体に対抗して安閑を擁立したことが考えられないであろうか。この内紛が継体—宣化系によって終結させられたことと、多氏系の始祖系譜の変改とが関係するように思われる。

以上を概括すれば、次のようになる。

- ① 最初の天皇（大王）として伝えられていた崇神（原型）と蘇我氏系・和珥氏系・多氏系という中央有力諸氏族の始祖を兄弟等とするために、それらの父としてイハレヒコとヒコホホデミが位置付けられた。
- ② この系譜が「辛亥の変」との関係で欽明朝前後に変改され、崇神と孝昭とが分立されて、神武—孝昭—崇神等という系譜になり、孝昭の弟として多氏系の祖タギシミミが位置付けられた。
- ③ 蘇我政権下での和珥氏系の系譜の改変によって、前段階で孝昭曾孫・ヒコフツオシノマコト孫・ヒコイマス子に位置付けられていたアマタラシヒコ・ヤマトタラシヒコ及び後者の子とされていたヤマトネコ・ワカヤマトネコが孝昭と崇神との間に架上され、孝昭から崇神に至る系譜が形成された。

このような想定を前提として、以下、第1図～第17図に基づいて、いまいし具体的に述べよう。尚、第1図～第6図と第12図、第7図～第11図と第13図・第14図、第15図～17図はそれぞれ継体段階、欽明～敏達段階、「天皇記」段階の系譜と想定し得るものである。

Ⅱ 王統譜変改の実例

【神武関係系譜】

〔1〕アメノオシホミミ～神武

—その祖・「某+ヒコ」・「某+ミミ」・后妃関係—

第1図は神武に至る系譜である。この系譜は、『紀』が神武の名としてカムヤマトイハレヒコの他に〔カムヤマト〕イハレヒコホホデミ、神武の諱をヒコホホデミとする所伝を記しているが、「某+ヒコ」（多氏系）と「ヒコ+某」（和珥氏系）とは異なる系譜に属していたとみられることを前提としたものである。欽明～敏達段階で和珥氏系によって降臨神が多氏に関わるアメノオシホミミからその子ヒコホノニニギに変更されるとともに、〔ヒコナギサタケ〕ウガヤフキアヘズ系とヒコホノニニギ系とが一系にまとめられたとみられるが、その際に元のヒコホノニニギとホノアカリ等・ヒコホホデミとの関係が残されたために、一方でウガヤフキアヘズがヒコホホデミの子とされ、他方でウガヤフキアヘズの子で最初の天皇（大王）とされていたイハレヒコがヒコホホデミと合体されて和珥氏と関わる者とされたことが想定される。

〔2〕「某+ヒコ」関係

第2図は『記』『紀』に見える磯城県主系后妃に関わる復元系譜、第7図は春日県主・十市県主系后妃（十市県主系后妃は、『和州五郡神社神名帳大略注解』巻四補闕所収「十市県主系図」に孝昭朝で春日県が十市県に改名されたとあり、その真偽や意味するところの詳細は不明であるとしても、本来春日県主に関わる者と思う）のそれである。県主系后妃については全て史実とみるものから『記』『紀』編纂段階での作為とみるものまで様々な見解があるが、全て史実云々は論外としても、作為とする考えも系譜や作為の目的の検討を踏まえたものではない。とりわけ磯城県主系后妃の系譜はイハレヒコ以下の「某+ヒコ」形式人名の復元系譜を基にしなければ理解し得ないのであり、磯城県主系后妃はかなり古い段階から王統譜に位置付けられていたと考えなければならない。磯城は4世紀中葉以前に巨大古墳が営まれている初期の大和政権中枢部、多氏の本拠十市郡飯飯郷にも近接する地域であり、多氏系によることが想定される王統譜段階で「某+ヒコ」の妃として磯城県主系の女が設定されていたことは推測に難くない。一方、春日県主は、その本拠からして、和珥氏に関わるものとみられる。多氏系によって形成された系譜が和珥氏系によって変改されたのであるから、春日県主系后妃は、欽明～敏達段階で、磯城系后妃に替って位置付けられたとみられる。

〔3〕「某+ミミ」関係

第3図はイハレヒコ妃の父母関係と「某+ミミ」形式人名の系譜を中心として、オホタラシヒコに関わるものも付加してまとめたものである。本来大物主神がイハレヒコと関わる位置にあったことは、後者の子とされていたことが想定されるシキツヒコ・〔オホ〕ヤマトヒコが磯

城地方に関わる人(神)名であり、オホモノヌシは三輪山に祀られる神であることから自明である。『紀』の神武後の父を事代主神とする系譜は、コトシロヌシが葛城に祀られる神であることから、葛城系を主張する蘇我氏による改作としなければならない。また、綏靖后をコトシロヌシ女・神武后妹、安寧后をコトシロヌシ孫・カモ女とする『紀』本文の所伝も同様である。

第3図に見られるように、「ミミ」は、系譜上、オホモノヌシとともに、[オホ]ヤマトヒコとも関係する。また、オホタタネコはオホモノヌシの孫で崇神(原型)と同世代である。セヤタタヒメは、タギシミミが日向アヒラ〔ツ〕ヒメ所生に変改されたことにより、ミゾクヒメとともにタマクシヒメと合体され、オホモノヌシ妻・神武后生母に変改された。一方、元の神武后生母の父タケチヌツミはオホタタネコとの関係でスエツミミと合体されてオホタタネコの母方の祖父とされた。『紀』がオホタタネコをオホモノヌシの子としているのは、イクタマヨリヒメがオホモノヌシの妻とされたこと、クシミ(ヒ)カタがタケチヌツミとともにスエツミミと合体されたことによるとみられるが、その理由は今のところ不明としなければならない。

【葛城系后妃関係系譜】

第4図・第9図は葛城系后妃とされている者に関する復元系譜である。

第4図のコゴトからアオミに至る系譜は、タカダヒメがミヅハワケ生母であることを除けば、現系譜のアシダノスクネからハエヒメに至るそれと同じ血縁関係である。第9図もイハノヒメが反正のみの生母であることは現系譜と異なるが、ハタノヤシロノスクネからハエヒメに至る血縁関係は同じであり、ハタノヤシロノスクネを除けば現系譜と人名も同じであったと考えられる。この第9図の後妃が葛城系とされる際(「天皇記」段階)に、ハタノヤシロノスクネに替わりアシダノスクネが、後者の父及び姉妹(履中・反正・允恭等生母)としてカヅラキノソツヒコとイハノヒメが位置付けられたとみられる。

欽明～敏達段階で、タカダヒメはミヅハワケ生母から排除され、タカツルノイラツメ(及びフトヒメノイラツメ)はイザホワケ妃で残されたが所生子女が伝えられない者となり、アオミはイチノヘノオシハの妃から妹に変改された。タカダヒメに替わって位置付けられたのがイハノヒメであるが、これは宣化皇女・欽明后イシヒメ(イハノヒメ)の架上である。コゴトも和珥氏系とされたにも拘わらず、タカダヒメが排除されたのはその所生の一人が地方豪族たる伊予国御村別の祖とされるタケクニゴリワケであったことと関係すると思われる。ハタノヤシロノスクネは本来和珥氏系(大和国添上郡波多莊、『春日

神社文書』)であり、アリノオミとクロヒメの名の由来や和珥氏系との関係は不明であるが、イチノヘノオシハ妃とされたハエヒメは継体妃ハエヒメが架上されたことが想定される。また、雄略后についても、多氏系のタクハタヒメからコゴト女ヲトヒメ所生の反正皇女タチバナヒメに変改されたことが窺える。尚、このヲトヒメとタチバナヒメとで雄略をモデルとしたヤマトタケルの妃ヲトタチバナヒメが成立する。

蘇我氏系による王統譜変改では、上記の他、雄略后としてワカサカベが位置付けられ、タチバナヒメはその更名となり、タチバナヒメ所生(本来はタクハタヒメ所生)とされていたとみられる清寧が葛城系のカラヒメ所生に変改されている。仁賢后カスガノオホイラツメだけは和珥氏系のままで残されているが、これはその所生武烈が桀・紂の如き悪帝とされていることと関係するようと思われる。

【「イリ」関係系譜】

第5図・第10図・第17図が「イリヒコ」「イリヒメ」関係の系譜である。

当然のことながら復元の順はほぼ第17図→第10図→第5図となるが、第5図(継体段階)はミマキイリヒコが最初の「イリ」であり、本来「イリ」が互いに関係を有する系譜が設定されていたという想定を前提としている。この系譜で付言しておかなければならないのは、先ずこれが所謂「イリ王統」そのものではないということである。例えば、架空の存在であるヤマトタケルは論外としても、尾張系のミマキイリヒコ妃オホアマヒメは尾張連出自の継体妃メノコとの関係が想定されるのであり、少なくともその一部は継体関係系譜を基にして系譜が造作されたことが考えられる。また、神武関係系譜の項で述べたように神武が未成立でイハレヒコとヒコホホデミとが分立していたが、「イリ」の主流はイハレヒコ系であり、ヒコホホデミ系とはミマキイリヒコ妃・イクメイリヒコ生母ミマツヒメでつながり、息長氏系ともミマキイリヒコの子でつながるとともに、蘇我氏(葛城)系にもトヨスキイリヒメが位置付けられていたとみられる。史実としてミマキイリヒコの後大王位がどのように継承されたかは現状では不明としなければならないが、第5図の王統譜では、和珥氏系の生母を有するイクメイリヒコの地位が最も高いと言い得る。イクメイリヒコの後継者としてはイホキノイリヒコよりもイニスキイリヒコやワカキノイリヒコ等の方が相応しい。とりわけイニスキイリヒコについては『記』『紀』に石上の祭祀に関わったことが伝えられており、「イリ」系の大王とされていた可能性は否定できないように思う。

第10図段階(欽明～敏達期)では、継体に直接関係

する系譜だけでなく、推古に至るまでの系譜を基にしたものになっているように思う。この段階で成立した崇神を継体に当たる者とすれば、トヨキイリヒコ—安閑、ヤサカノイリヒコ—宣化、イクメイリヒコ—欽明、ヤサカノイリヒメ—イシヒメ（イハノヒメ）、イホキノイリヒコ—敏達、イニシキイリヒコ—用明、イホキノイリヒメ—推古、ヌバタノイリヒメ—キタシヒメ、アザミノイリヒメ—ヲアネキミ、などという対応関係が想定される。但し蘇我氏系キタシヒメ・ヲアネキミに比定される者が和珥氏・息長氏系に位置付けられているが、これは前代の息長氏系と「イリ」との関係系譜が和珥氏系と息長氏系とが関係するかたちに変改された結果であり、蘇我氏系が直接関係して形成されたものではないと思われる。

「天皇記」段階の第17図（前著Ⅱでの系譜を若干変更）では、景行・応神・仁徳が成立し、垂仁皇子とされていたワカキノイリヒコが景行皇子としても分立されたが、これはタカキノイリヒメが応神妃とされるために景行皇女に位置付けられたことに伴うものであろう。イホキノイリヒコもヤサカノイリヒメが景行妃とされたために景行皇子、イホキノイリヒメはイホキノイリヒコとの関係で妹とされたとみられる。また、ヌバタノイリヒメとアザミノイリヒメはヒコイマス系の系統ではあるが丹波系とされ、和珥氏との関係が弱められている。

【「タラシ」関係系譜】

「タラシ」関係系譜としては第6図と第11図の二つを挙げている。

本来オホタラシヒコとワカタラシヒコは多氏に関わる〔オホ〕ヤマトヒコと和珥氏系のヒバスヒメとの間の子、オホタラシヒメはヒコイマスと葛城系のタカヌカヒメとの間の女、ワカタラシヒメは「イリ」系のヤマトタケルとフタヂノイリヒメとの間の女、として位置付けられていたことが想定される。〔ホムタノ〕オシロワケはオホタラシヒコの子でその系統は大王位を継承していくのであるが、ワカタラシヒコの子ワカヌケは『記』に成務皇子として記される者であり、『記』『紀』系譜や『新日本紀』所引「上宮記」一云系譜等で継体・息長氏系の祖とされるワカヌケフタマタの原型である。要するに、「ワケ」系大王家とそれを継承した継体—息長氏系大王家の祖は兄弟関係で位置付けられていたということである。

この系譜が変改され、オホタラシヒコ・ワカタラシヒコの他に、アマタラシヒコ・イカタラシヒコ・ヤマトタラシヒコ・イカタラシヒメが王統譜に位置付けられたのが第11図である。アマタラシヒコは和珥氏系の祖アメノオシタラシヒコ（『記』）・アマタラシヒコクニオシヒト（『紀』）の原型であり、ヤマトタラシヒコはヤマトタラシヒコクニオシヒト（孝昭）の原型で〔オホ〕ヤマトヒ

コから分立された者、イカタラシヒコとイカタラシヒメはそれぞれイカヒコ・イカヒメから分立された者である。アマタラシヒコ・イカタラシヒコ・オシ〔カ〕ヒメとヤマトタラシヒコ、及びヒコイマスの系譜関係は継体～欽明のそれを基にしたものであり、ヤマトネコ（孝霊・孝元の原型の一）・ワカヤマトネコ（開化の原型の一）もヤタ〔ノタマカツノオホエ〕・敏達に比定し得る。この段階で、多氏・和珥氏双方の系統で位置付けられていたオホタラシヒコ・ワカタラシヒコは和珥氏系のみ存在となった。

「天皇記」段階では、オホタラシヒコが〔ホムタノ〕オシロワケがオシロワケ・ホムタワケ・オホサザキの三人名に分立された内の一つオシロワケと合体されてオホタラシヒコオシロワケ＝景行となり、第16図・第17図にみられるように、アマタラシヒコと孝安は景行の4世代前に位置付けられた。またイカタラシヒコはアマタラシヒコ・孝安と切り離されて垂仁皇子のままに残されたとみられるが、これはイカタラシヒメが垂仁皇女の位置付けを保ったことと関係するのであろう。

【息長氏系系譜と丹波系系譜】

第12図と第13図が息長氏系と丹波系とに関わる復元系譜である。

継体段階の第12図では、息長氏系は「イリ」系統と関係し、丹波系は和珥氏系とつながりを有している。これに対して欽明～敏達段階の第13図では、オキナガヒコが丹波タカキヒメ所生のヒコイマス子、タニハノヒコタタスミチノウシがオキナガミヅヨリヒメ所生のヒコイマス子というように、息長氏系は、オキナガヒメ等がヤマトタケルを介して「イリ」系統との関係は有するが、和珥氏系・丹波系にも関わりを持つかたちになっている。このような相違は息長氏系が和珥氏系と直接つながらず、「イリ」—多氏と関係を有するものとされていたものが、和珥氏系と密接な関係にあるものとして変改されたことを示す。継体段階で息長氏系が和珥氏系とつながる系譜関係が設定されていなかったことは、或いは和珥氏系が息長氏系と関わる継体と、継体即位前に対立関係にあったことによるのかもしれない。これに対して丹波（令制下の丹波・丹後）は、多紀臣が和珥氏系であるなど和珥氏に密接に関わる地域であり、丹波関係系譜と和珥氏系とが関わるかたちであるのは理由がある。ともかく、息長氏系が和珥氏系と密接な関係を有したことにより、同じ地方系ということから丹波系ともに息長氏系も和珥氏系に位置づけられたとみられる。

現系譜ではカニメイカヅチ—オキナガスクネ—オキナガタラシヒメ・ソラツヒメ・オキナガヒコとなっている。これはオキナガヒメがオホタラシヒメと合体されオキナ

ガタラシヒメとなり景行孫・ヤマトタケル子とされた仲哀の後に位置づけられたことに伴うもので、世代関係からオキナガスクネとオキナガタラシヒメ等とが逆になった。また、オキナガタラシヒメがヤマトタケルの子とされた事情については別に検討を要するが、オキナガヒメが和珥氏系のオホタラシヒメと合体されて和珥氏系とされたことによって、元のヤマトタケルとオキナガヒメ等との関係を残そうとしたものではなからうか。

【「ヒコ+某」系譜】

「ヒコ+某」形式の人・神名は、継体のヒコフト（フツ）、その父ヒコウシ及び敏達皇子ヒコヒトの三人名以外は全て伝説的時代に位置付けられており、この傾向は『記』『紀』以外の文献にのみ見える人・神名でも同様である。この中には、例えばヒコウシがウシ（「上宮記」）、神武の兄弟ヒコイツセ・ヒコイナヒがイツセ・イナヒというように、「ヒコ」を冠さぬ名が本来的と考えられるものが存在することから、伝説的時代の当形式の人・神名は、現実に存在したヒコフト（フツ）やヒコヒト等を基にして造作されたもの、ないしは本来の名に「ヒコ」が冠されたものも少なからず存在するとみられる。しかし、孝霊・孝元・開化の関係者に当形式の人名が集中的であることが問われる。また、人・神名に任意に「ヒコ」が冠されたとも思われない。そこでこれらの人・神名を出自ごとに検討した結果、『記』『紀』以外に伝えられるものも含め、多かれ少なかれ和珥氏系と関係するという特徴が指摘されることになった。但し、少なくとも王統譜に関わるものは「ヒコ」を冠さぬ名が本来的とみられるものがあることから、和珥氏系による系譜形成の段階で、ヒコフト（フツ）やヒコヒトの如き名に基づき、改作・造作・架上されたとみるのが良いものが、全てを断定はし得ないが、少なからずあるように思う。

『記』『紀』系譜に見える「ヒコ+某」形式の人名を、神代や神武関係を除き、一系の系譜として復元したのが第8図である。この図に見られるように、崇神の同母兄ヒコフツオシノマコトを最初の世代としてヒコイナコシワケに至る六世代に当該形式の人名の者が位置付けられていたとみられる。これは欽明～敏達段階のものと想定される系譜であり、それ以前に、「ヒコ」を冠さぬ人名の場合もあったであろうが、幾つかの人名は王統譜に位置付けられていたという推測は、和珥氏系の勢力の程からして、充分可能であるが、今のところそれを復元的に検討し得ていない。

この系譜が「天皇記」段階で改作されて第15図・第16図の如き系譜が成立する。ここでの主要な改作の概要は次の通りである。

ヒコフトニ・ヒコクニクルとヤマトネコとが合体され

てオホヤマトネコヒコフトニ（孝霊）・オホヤマトネコヒコクニクル（孝元）、ヒコオホヒヒとワカヤマトネコとが合体されてワカヤマトネコヒコオホヒヒ（開化）が成立した。この際に孝霊・孝元・開化が兄弟関係に位置付けられたのはヒコフトニ・ヒコクニクル・ヒコオホヒヒの関係（安閑・宣化・欽明のそれに基づく）が踏襲されたことによるが、それらの后妃には、前段階のヒコクニクル妃〔ヤマトノ〕クニアレヒメとその所生のヒコオホヒヒ妃クニカヒメとが合体されて孝霊妃とされたり、孝元妃として蘇我氏系と関係するハニヤスヒメ（第14図）が位置付けられるなど、若干の改作が行われている。『紀』でヤマトトビモソヒメとヤマトトヒメ（崇神紀でヤマトトビモソヒメと同一人の名としても現われる）とがそれぞれ孝霊皇女・孝元皇女とされているのは、ヤマトネコが孝霊・孝元に分立されたことに伴う。また、ヤマトタラシヒコ（孝安）が孝昭皇子とされたのは、オホタラシヒコにつながる系譜を改作することと関係するのである。

ヒコフツオシノマコトが和珥氏系の祖から蘇我氏（葛城）系の祖に変更され、その系統に同じ和珥氏系であったタケシウチノスクネ等が位置付けられた。ヒコフツオシノマコト・タケシウチノスクネ等の第15図に先立つ関係系譜とみられるのが第14図である。ワシヒメの系統が蘇我氏（葛城）系、ウツシコメの系統が和珥氏系であり、両系はタケシウチノスクネとアタヒメとで結びつくかたちになっていた。ハタノヤシロノスクネは父系で和珥氏系、母系で葛城系という位置にあり、他のタケシウチノスクネの子女とされている者はタケキゴコロの子女とされていたことが考えられる。羽田（波多）臣がさほど有力でなかったにも拘わらず、祖ハタノヤシロノスクネがタケシウチノスクネの長子として『記』に記されているのはこのような事情による。

オホヒコ等阿倍氏系の祖が孝元系とされたのもこの段階とみられるが、これは阿倍氏が蘇我氏系との関係を深めたことに関係する。阿倍氏の他吉備族・毛野族・筑紫系等地方有力豪族の始祖も欽明～敏達段階ではヤマトタケルに結ばれていたのが改作され、現系譜の如き位置づけになった。

Ⅲ 「天皇記」系譜の成立

既に「天皇記」段階での王統譜について述べているが、これまで触れなかったことを中心にまとめておく。

天皇として伝えられている者のみでは、神武と孝昭との間に安寧と懿徳とが兄弟として、孝安が孝昭の子、孝霊・孝元・開化が孝安の子として、それぞれ位置付けられ、オホタラシヒコと〔ホムタノ〕オシロワケとから景

行・応神・仁徳が分立・成立して父・子・孫の関係で位置付けられたということであり、『記』『紀』に伝えられる系譜とは異なるが、全ての天皇が王統譜に現れた。

孝安の架上は孝安＝ヤマトタラシヒコとその兄アマタラシヒコを架上することによって、和珥氏系の始祖伝承を変改するとともに、オシロワケと和珥氏系とのつながりを否定することと関係するとみられる。アマタラシヒコと孝安とが孝昭皇子とされたのは、孝昭が和珥氏系の祖ヒコフツオシノマコト等の父とされていたことによるのであろう。孝霊・孝元・開化の架上は孝安の位置付けの変更に伴う。孝霊・孝元・開化が孝安皇子として崇神やヒコフツオシノマコト等の一代前前に位置付けられたことについては、一つには孝安が和珥氏系であったという事情が考えられる。また、阿倍臣系を蘇我氏と関係する始祖系譜を有するものとするためというようなことも想定できるかもしれないが、不詳である。

以上の孝安～開化の架上・造作は和珥氏系の大王を変改することと関係するものであるが、これに伴って、ヒコフツオシノマコトは崇神の同母兄で開化皇子、蘇我氏系の祖とされ、その子とされていたヒコイマスは一代繰り上げられて開化皇子とされた。蘇我氏がヒコフツオシノマコトを始祖としたことは、馬子が物部守屋の妹を妻とし（崇峻紀即位前条）、その所生が蝦夷であった（皇極紀2年10月条）こと、また、所謂「物部戦争」によって和珥氏と密接な関係にあった石上神宮の管理・支配権を掌握したと想定されることからすれば、それなりの根拠があると言い得るのではなかろうか。

オホタラシヒコとオシロワケとが合体して成立した景行は垂仁皇子として位置付けられた。また、成務は、息長氏系がその祖ワカヌケを結び付けていた者であるが、それが後嗣を有さぬ存在に変改されたことは、和珥氏系の「タラシ系譜」の解体と言い得るものである。ワカヌケがワカヌケフタマタとしてホムツワケの子とされ、ワカヌケの子オホホドがホムツワケの子オホイラツコの亦名として合体されたのはこの段階でのこととみられる。

オシロワケの子として位置付けられていたヒコヒトノオホエ・ヌカタノオホナカツヒコ・スミノエノナカ〔ツヒコ〕は、オシサカノオホナカツヒメを介して、互いに関係する位置にあったと言い得る。これら三子は、『記』『紀』ではそれぞれ景行・応神・仁徳の子と伝えられているのであるが、ヒコヒトノオホエの子とされていたとみられるカゴサカ・オシクマは神功・応神に叛して誅された者、ヌカタノオホナカツヒコは仁徳に叛した者とされていたようであり、スミノエノナカは履中に叛して殺されている。これらの反乱・誅殺事件はヒコヒトノオホエ関係系譜の否定に他ならない。「皇祖大兄」オシサカノヒコヒトノオホエに関わる者が反乱を起こして誅される

が如き説話や系譜が『記』『紀』編纂段階で造作されるなどということは考え難いことであるから、これらの系譜は蘇我政権下で形成されたとすべきであろう。ヒコヒトノオホエ・ヌカタノオホナカツヒコ・スミノエノナカ〔ツヒコ〕を分離・独立させ、少なくともそれらの関係者が叛して滅ぼされたとすることで、和珥氏系によって形成されたオシロワケ関係の系譜を解体したとみられるのである。これとの関係で景行・応神・仁徳が王統譜上に位置付けられることになったのではなかろうか。

景行・応神・仁徳は、成立当初、継体・欽明・敏達との系譜関係に基づき、父・子・孫の関係で位置付けられていた。ヤマトタケルや仲哀は景行と応神との間には位置付けられておらず、景行とヤマトタケルはともに垂仁皇子とされていたと考えられる。然らば、カゴサカとオシクマは、ヌカタノオホナカツヒコと同様に仁徳の世代となるので、仁徳等に叛したとされていたとするのが妥当のようでもある。しかし、これでは〔ホムタノ〕オシロワケをオシロワケ・ホムタワケ・オホサザキに分立した目的が貫徹されない。異なるかたちで、ヒコヒトノオホエ関係者として位置付けられていた者が反乱を起こして滅ぼされたとされていたとみられる。

『紀』でヒコヒトノオホエが景行皇子とは明記されず、仲哀妃オホナカツヒメの父で仲哀の叔父としてのみ現れていることは、系譜の変改を想わせるものでもある。しかし、上述の如く考えてくると、『紀』の状況は蘇我氏による系譜形成でヒコヒトノオホエが景行皇子として明確に位置付けられなかったことによって生じたとは見做し難い。『紀』はカグロヒメ及びカグロヒメとヒコヒトノオホエ等との関係を伝えない。これは系譜の変改によってカグロヒメが景行の孫の世代になったが、この世代関係ではヒコヒトノオホエはせいぜい景行の末子的存在とせざるを得ず、従って、カゴサカ・オシクマが景行皇子たる応神の継位に対して反乱を起こしたとはし得ないことによるのではなかろうか。カゴサカ・オシクマは、蘇我氏による系譜変改の段階から、応神に対する反乱者とされ、そのためにヒコヒトノオホエの母が曖昧にされたと推測される。然らば、成務はこの変改で景行皇子とされたとみるよりは、オホタラシヒコの兄弟という元の位置を基に、景行の弟に位置付けられたとすべきである。カゴサカ・オシクマが成務に叛さず応神に叛したというのは、成務・応神を兄弟とすれば不自然であるからである。

オシサカノオホナカツヒメもヒコヒトノオホエ・ヌカタノオホナカツヒコと切り離され、応神皇女・允恭后として位置付けられたと思われるが、これに伴ってカグロヒメが応神妃としても分立して位置付けられた。このカグロヒメが仁徳妃とされなかったことについては、その所生オシサカノオホナカツヒメが元のヌカタノオホナカ

ツヒコとの関係から応神皇女として位置付けられることになったことによるのであろう。ヲアサツマノワクゴノスクネなる允恭の名は大王名として相応しくないものであるが、この段階で、ヌカタノオホナカツヒコに替って、雄略等の父、葛城系のイハノヒメ所生の仁徳皇子、履中・反正の同母弟として位置付けられた。

このような允恭の位置付けは、雄略等を葛城系とすることにつながる。和珥氏系ヲトヒメ所生の反正皇女タチバナヒメ（雄略紀、反正皇女タカラ）を雄略后とする系譜が変改され、日向諸県君カミナガヒメ所生仁徳皇女とされたワカクサカベ（『記』）・ハタヒ（『紀』）等が雄略后に位置付けられたのはこのことと関係すると思う。また、雄略后は所生子女を有さず、清寧が葛城円の女カラヒメ所生とされていることも蘇我氏による変改・造作である。

オシロワケの同母兄妹とされていたとみられるのがヤタとオホナカツヒメであるが、ヤタは応神皇女、ウヂノワキイラツコの同母妹、所生子女を持たない仁徳妃として『記』『紀』に伝えられている。ウヂノワキイラツコがどの段階で王統譜に登場したかは不詳とせざるを得ないが、その同母妹ヤタは仁徳妃ではあるが所生子女がなく、末妹のメトリはハヤブサワケと通じて殺されたという伝承は、ウヂノワキイラツコが自殺したという所伝とともに、それらの生母ミヤヌシヤカ〔ハエ〕ヒメの出自氏族和珥氏にとって、名誉なものとは言い難いことからすれば、ウヂノワキイラツコは欽明～敏達期の王統譜には登場しており、ヤタとともにその位置付け等が蘇我氏によって変改されたとみるべきである。また、オシロワケの兄とされていたヤタが応神皇女で所生子女を持たない仁徳妃とされたのは蘇我政権下でのことと考えられる。

以上は全て和珥氏系大王系譜の変改・解体に関わるものであるが、安寧・懿徳関係系譜の架上はこれと同様とは考えられない。第16図にみられる神武から孝昭に至る系譜は継体～敏達のそれに基づいて造作されたとみられるが、孝昭以外の各后は事代主神に関係する。『延喜式』神名上が大和国葛上郡に明神大社として鴨都波八重事代主命神社を載せているように、コトシロヌシが葛城系と関わるものであることからすれば、この系譜の架上は蘇我氏によると思われる。それは和珥氏に関わる孝昭の前に、蘇我氏がその出自を求めた葛城系の大王が存在したと主張するためであったのではなかろうか。ヤマトヒコ・ヤマトヒメが崇神の子女としても残されたのは、ヤマトヒメとヤマトタケルとの姨・甥の関係での結びつきによるものと思う。

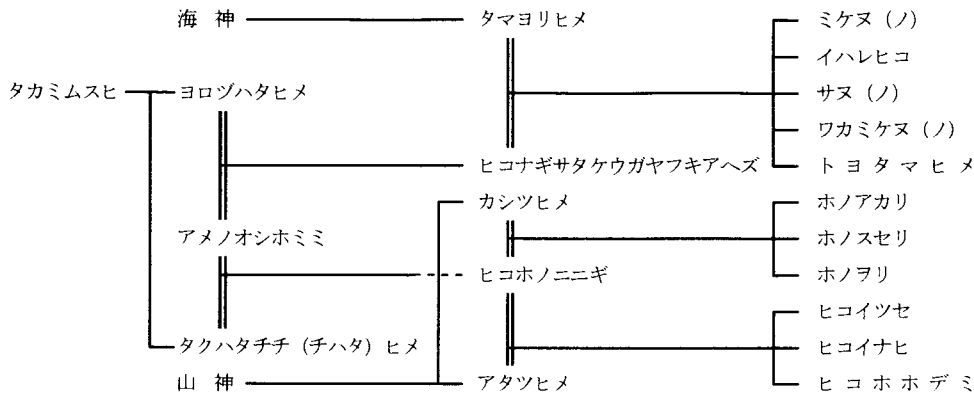
蘇我氏系による系譜の形成は上述の如きものであるが、その最大の目的は和珥氏系の大王として位置付けられていた者を変改・改作することであり、それに伴った人名の位置付けの変更も生じたということである。

むすびにかえて — 『記』『紀』系譜の形成—

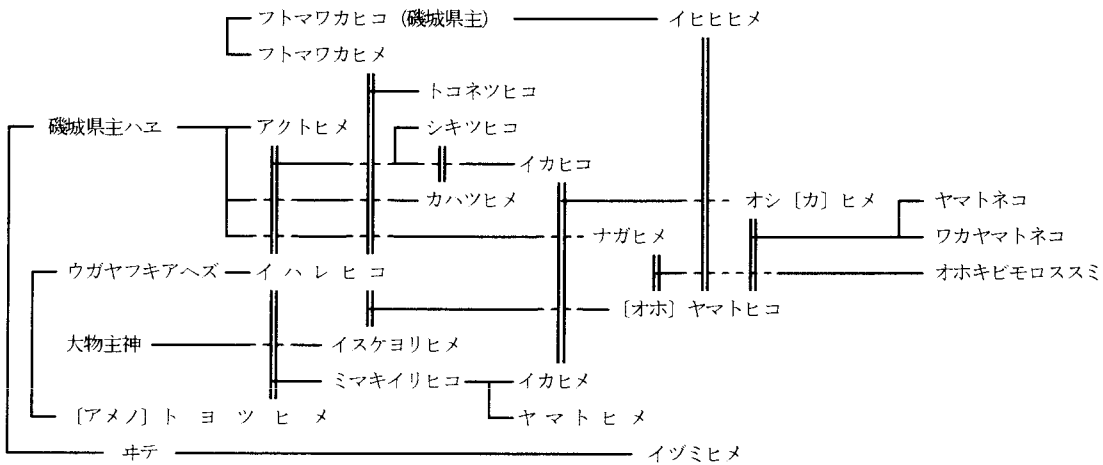
「天皇記」系譜が更に変改を受けて『記』『紀』に伝えられる系譜が成立したと考えられる。その概要を記してむすびにかえることにしたい。

- ① 神武～開化は全て父と子の関係に改作され、新たに綏靖が神武と安寧との間に天皇として位置付けられた。タギシミミが綏靖の兄とされたのはこの段階においてであろう。タギシミミが反乱者とされたのは欽明～敏達期まで遡るが、タギシミミとヌナカハミミ等とが同時に兄弟とされたとは考えにくい。孝昭の弟として伝えられているのはタギシヒコであり、ヤキミミやヌナカハミミ等は全く関係がなく、蘇我政権下で神武の子とされたトコネツヒコ・安寧・懿徳の三人に合わせて、タギシミミ・ヤキミミ・ヌナカハミミの『紀』に伝えられる系譜が造作されたとみられるからである。
- ② この変改に伴って、崇神とヒコフツオシノマコトとは異父兄弟として位置付けられることになった。
- ③ 景行系とヤマトタケル系とを一本化するために、ヤマトタケルと成務とが景行皇子として位置付けられ、応神が仲哀皇子オホトモワケの亦名のかたちで仲哀皇子に位置付けられた。これに伴って、カゴサカ・オシクマが仲哀皇子、ヒコヒトノオホエの妹オホナカツヒメがヒコヒトノオホエ女・仲哀妃として、それぞれ位置付けられた。
- ④ 仲哀后としてイヒノノマグロヒメに替って神功が、クヒマタナカツヒコの父としてオキナガタワケがそれぞれ位置づけられた。これに伴って、イヒノノマグロヒメの夫としてワカタケルが履中～雄略関係系譜を基に架上され、オホナカツヒコがその間の子、カグロヒメがオホナカツヒコの女とされた。カグロヒメが、イヒノノマグロヒメとの関係に基づいてオホナカツヒコの姉妹に位置付けられなかったことについては、オホナカツヒコの子の世代の者、ヤマトタケルの曾孫としてカグロヒメが位置付けられていたこととの関係が考えられる。
- ⑤ 継体の祖として、ホムツワケに替って応神が位置付けられた。息長氏系を明示する神功が仲哀后で応神の生母とされたのはこのことに関わるものであろう。ホムツワケから応神に祖が変更された理由としては、天武朝前後に天皇の五世孫までが皇親たり得ることになったこと—ホムツワケを通じて継体は垂仁の六世孫となる—、景行と応神との間に成務・仲哀を位置付ける系譜では継体は履中・反正・允恭と同世代になること等が考えられる。

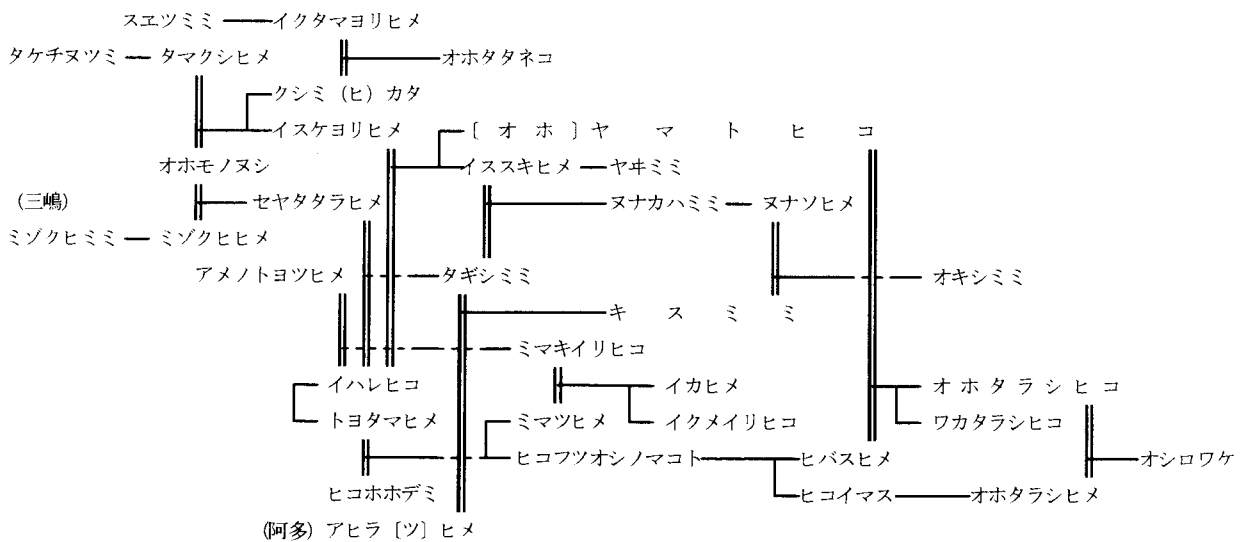
第1図



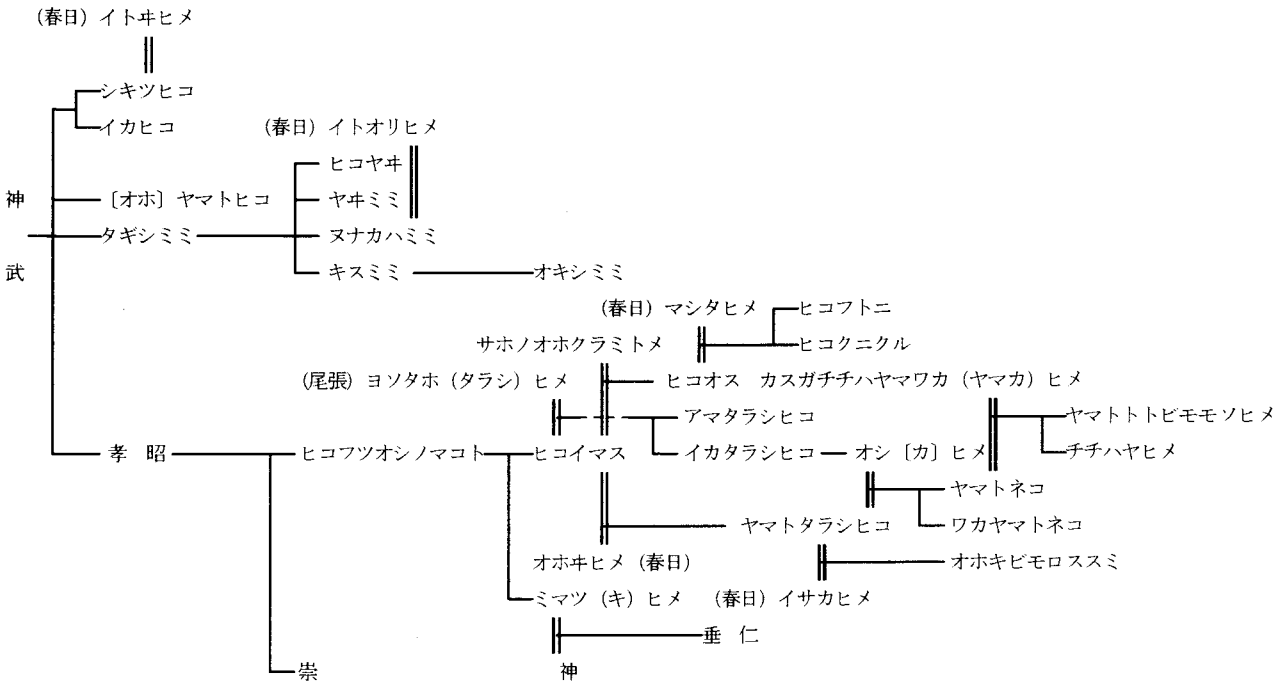
第2図



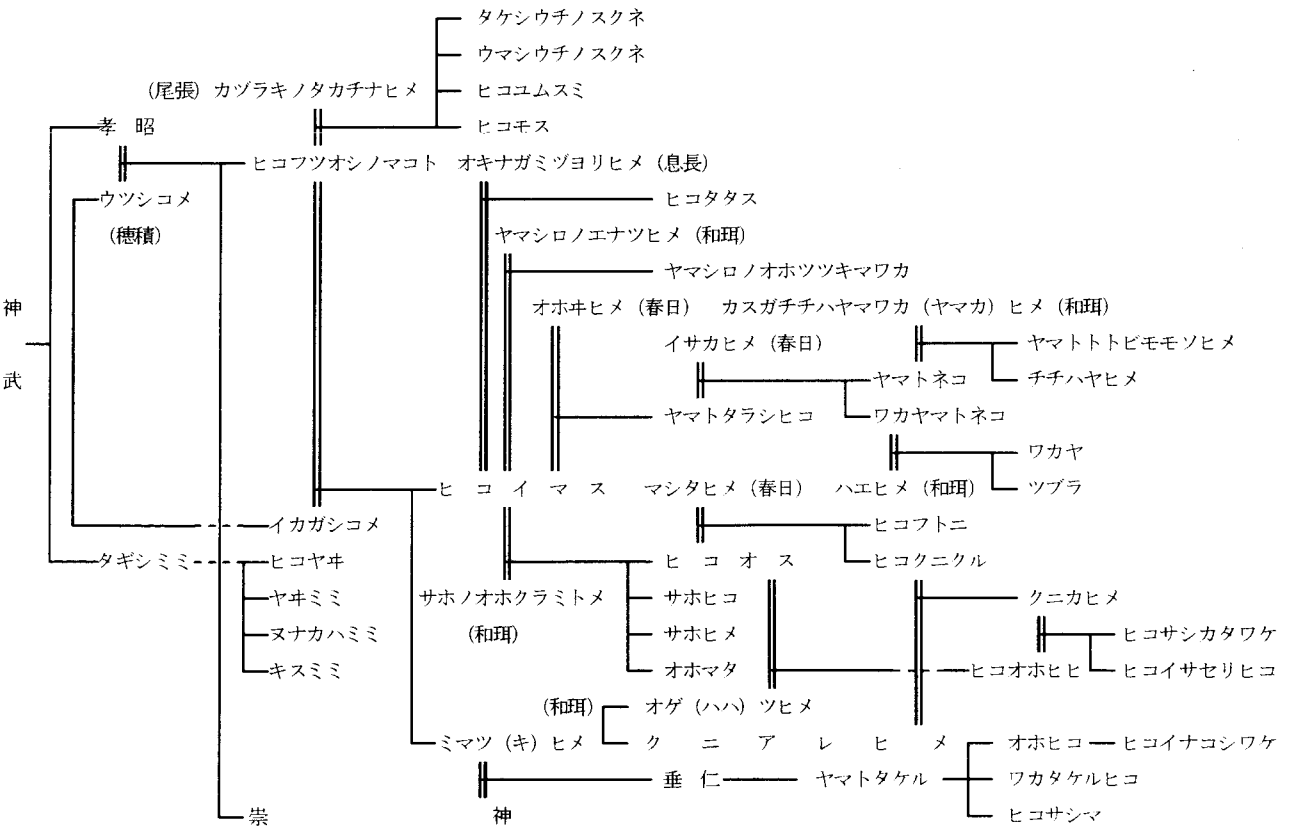
第3図



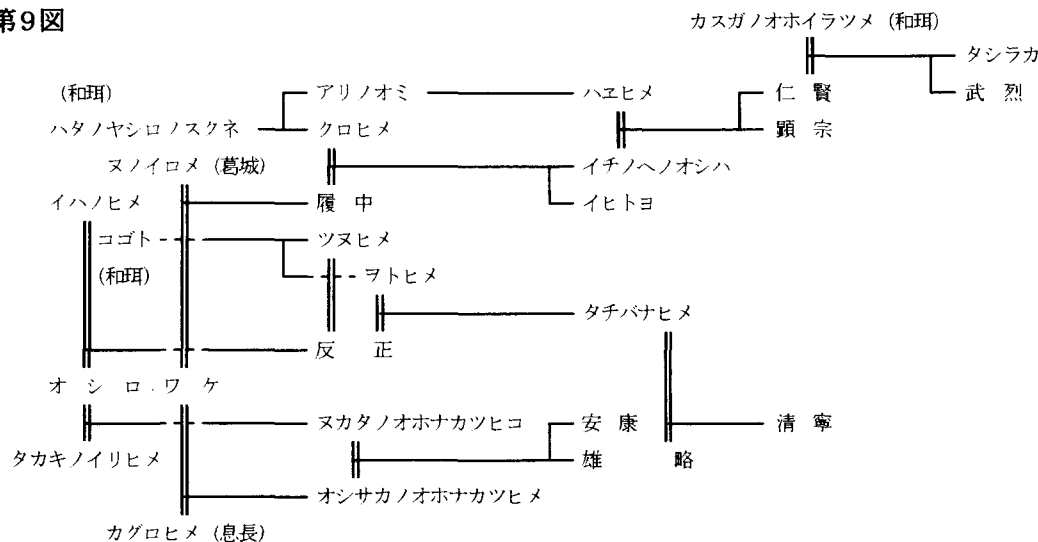
第7図



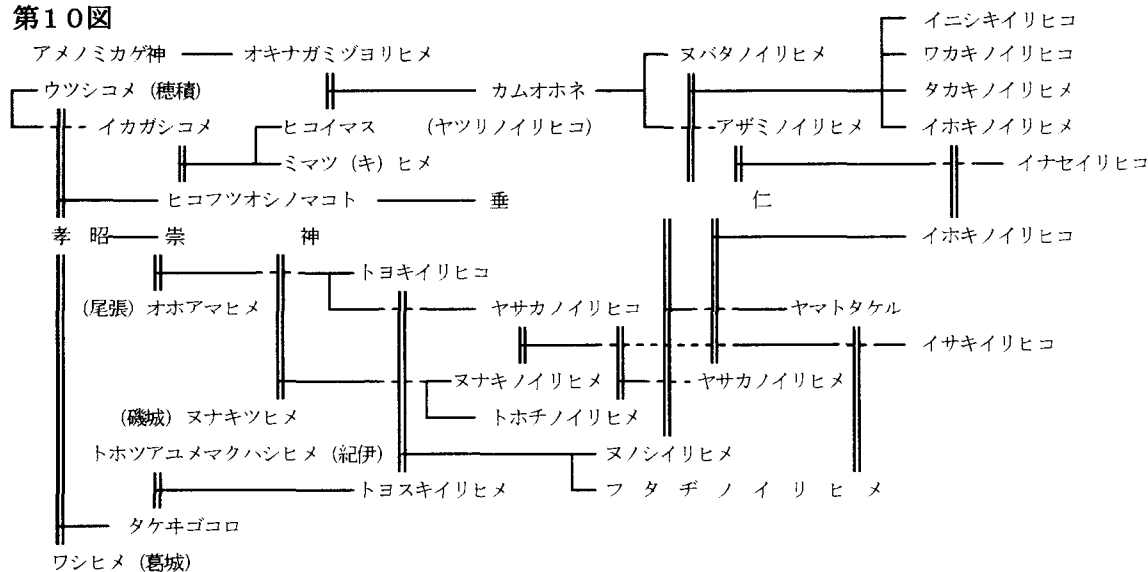
第8図



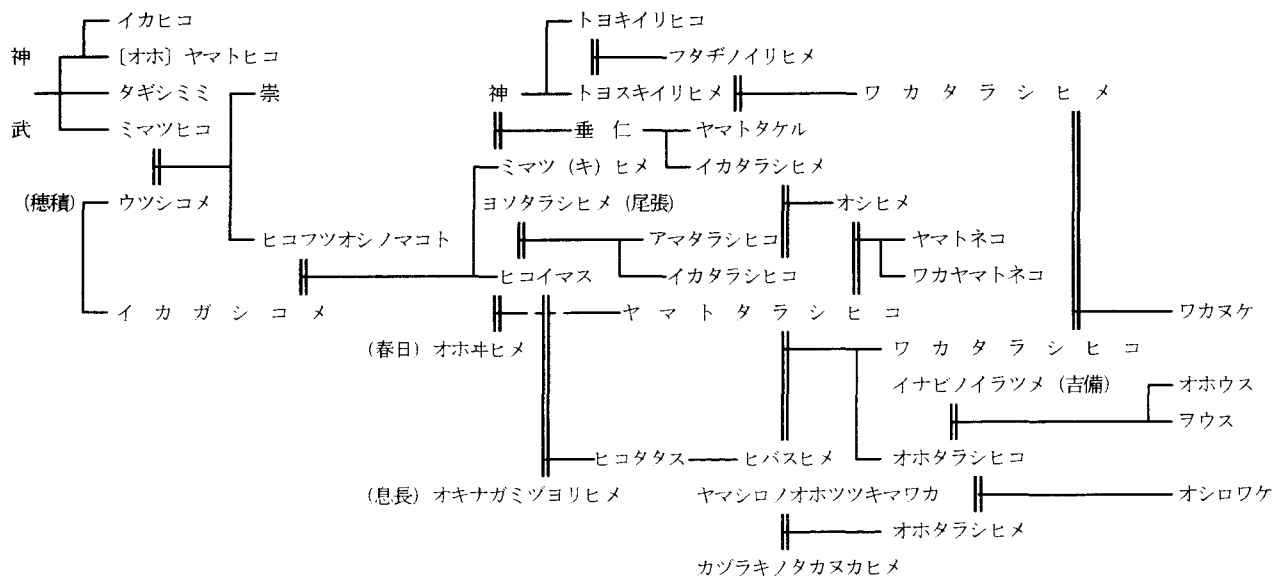
第9図



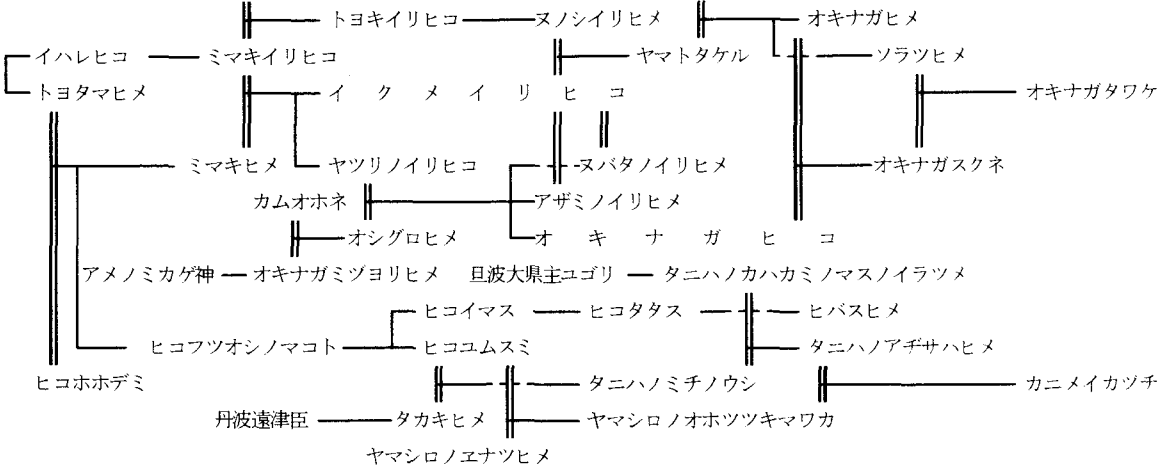
第10図



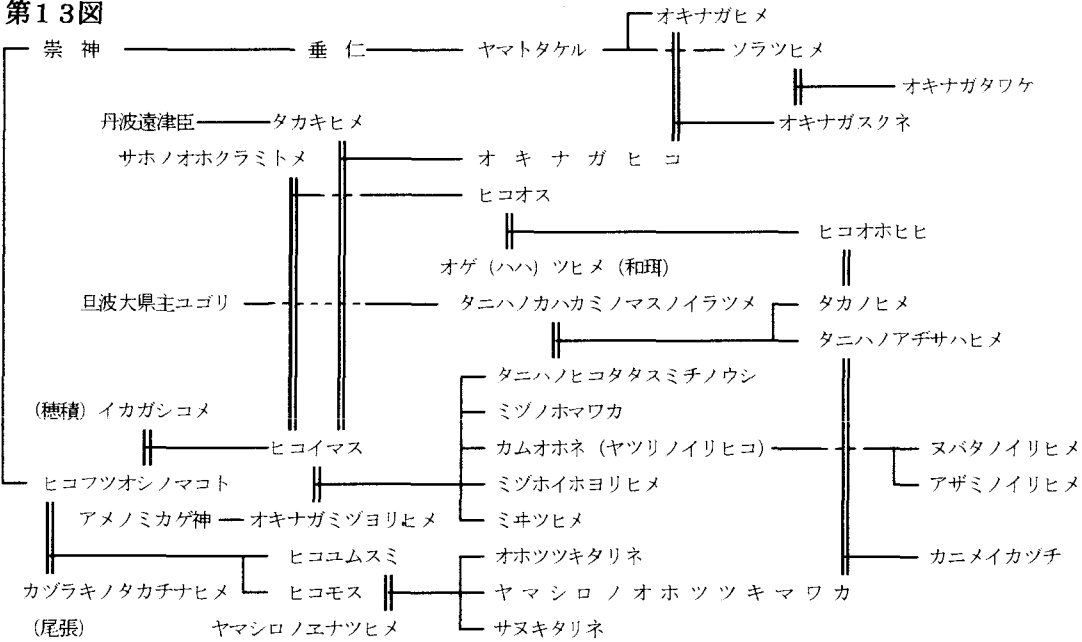
第11図



第12図 (尾張) オホアマヒメ イモスガカマドユラトミ (近江?)



第13図



第14図

